

ID: 319

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

| | | | |
|--|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用料の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 名寄市畜産センター条例 第3.条第3項 | | |
| 例規番号 | 平成18年条例第171号 | | |
| <p>【根拠条文】 (利用許可及び使用料) 第3条 畜産センターを利用しようとする者は、あらかじめ名寄市畜産センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出して、名寄市畜産センター利用許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料(使用料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年8月15日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |